

# 危険運転致死傷罪に関する法改正について

(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律)

- ・ 危険運転致死傷罪の対象となる飲酒運転の数値が明確化
- ・ 危険運転致死傷罪の対象となる高速度運転の数値が明確化
- ・ 危険運転致死傷罪の対象行為にドリフト走行等が追加

## 改正日

2026年（令和8年）7月21日

## 改正の趣旨

危険運転致死傷罪は悪質で危険な運転により人を死傷させた場合に適用される犯罪です。従来は、「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」や「重大な交通の危険を生じさせる高速度」といった抽象的な要件であったため、過去に、危険運転致死傷罪の適用が難しい事案も全国的に発生しました。

このたびの法改正により、危険運転の判断基準を明確化するとともに、新たな危険運転類型を設けることで、悪質・危険な運転に対する適正な処罰を実現し、交通事故の防止を図ることを目的としています。

## 改正された事項

### 危険運転致死傷罪の対象となる飲酒運転の数値が明確化

#### 改正前

「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」と規定



#### 改正後

「身体に、血液1mℓ中1.0mg以上又は呼気1ℓ中0.5mg以上のアルコールを保有する状態」と数値基準を設けて明確化

#### ◎注意点

血液1mℓ中1.0mg（呼気1ℓ中0.5mg）未満でも「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」と認定されれば、「酒酔い運転」となります。

## 危険運転致死傷罪の対象となる **高速度運転の数値が明確化**

### 改正前

「重大な交通の危険を生じさせる高速度」と規定



### 改正後

「最高速度が60km/h以下の道路は**最高速度50km/h超過**」

「最高速度が60km/h超えの道路は**最高速度60km/h超過**」

と数値基準を設けて明確化

### ◎注意点

上記**改正後の速度未満**でも「**進行が制御できることが困難な高速度**」と判断されれば、危険運転致死傷罪の対象となります。

## 新設された事項

### 危険運転致死傷罪の対象行為に **ドリフト走行等が追加**

新たに、故意に車両を不安定な状態にして、進行を制御することが困難な状態にさせて走行させる危険な運転が危険運転致死傷罪の対象となりました。

#### 対象となる主な運転

- ・タイヤを意図的に横滑りさせながら走行する「ドリフト走行」
- ・タイヤを故意に空転・滑走させる運転
- ・前輪を浮かせた状態で走行する「ウィリー走行」
- ・その他、故意に車両の制御を著しく困難にする運転

## 改正のポイント

- ・数値基準は、危険運転の該当性をわかりやすくしたものです。
- ・数値未満であっても危険運転を否定するものではありません。
- ・速度や飲酒量といった数値基準だけでなく、運転状況、道路状況、交通状況などを総合的に判断して危険運転致死傷罪の適用を検討します。

## 悲惨な交通事故をなくしましょう

- ・飲酒運転は絶対にしない、させない、許さない！
- ・スピードの出し過ぎは命を奪います！
- ・ゆとりをもった安全運転に心がけましょう！